

3. 景観ガイドライン

(1) 地区施設

ア 区画道路

整備方針

道路は、人々の生活と深く関わっています。道路の通行者が四季を身近に感じることができる空間にするなど、親しみやすい道路づくりを目指します。また区画道路1号は、商業地区と接していることから賑わいを創出します。



区画道路1～6号の位置

○整備ガイドライン

【特記事項】

区画道路1号

歩道

- ・路面仕上げは、景観に配慮するためインターロッキングブロックやカラーアスファルト舗装等の選定につとめること。
- ・緑道1号と一体となるような空間整備に配慮すること。
- ・官民境界には見切りを設けること

その他

- ・公園2号への出入りについては、誰もが利用しやすいよう開放的な空間とすること。

区画道路2号

歩道

- ・区画道路1号歩道の路面仕上げと合わせるなど一体となるような空間整備につとめること。

その他

- ・公園1号への出入りについては、誰もが利用しやすいよう開放的な空間とすること。

【共通事項】

歩道

- ・路面材の素材、色彩は周辺環境と調和に配慮すること。
- ・路面仕上げは、道路ごとの統一感をはかること。
- ・誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮すること。

街路樹

- ・樹木の成長を十分に考慮した配置とすること。
- ・季節感のある樹木の植栽につとめること。

安全施設

- ・色彩は、安全上支障がない場合は周辺環境と調和に配慮し、道路ごとに統一すること。
- ・防護柵、横断防止柵は、網状、柵状、格子状など透視可能なものの選定につとめること。



柵状の安全施設
(市内)

照明施設

- ・デザイン、色彩、素材は、道路ごとに統一すること。
- ・照明はLED照明とし、利用者の安全に配慮すること。

その他

- ・ストリートファニチャー（ベンチ、パブリックアート、車止めなど）は必要以上に設置せず、デザイン、素材、色彩は緑豊かで潤いある街並みと調和に配慮すること。